

平成27・28年度

# 人権啓発シリーズ集

## ～心呼吸～



公益財団法人

高知県人権啓発センター

心をつなごう



# はじめに

この冊子は、平成二十七年六月から十二月までと平成二十八年六月から十二月まで高知新聞に掲載されました人権啓発シリーズ十四回分を編集したものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

平成二十九年三月

公益財団法人 高知県人権啓発センター

理事長 西 尾 健 一



# 目 次

同和問題	(平成28年6月22日掲載)	
筑豊「川筋気質」継承を	安蘇龍生	
子どもに優しい社会を	谷本恭子	2
子育てに優しい社会を	谷本恭子	2
企業の社会的責任と人権	(平成27年7月20日掲載)	
愛される会社を目指し	水尾順一	4
HIV感染者の人権	(平成27年8月19日掲載)	
病とともに生きる社会を	池上千寿子	6
職親プロジェクト～刑を終えて出所した人の人権～	(平成27年9月22日掲載)	
逃げない心を育てる	福田英夫	8
外国人の人権	(平成27年10月20日掲載)	
多文化共生社会 実現を	竹沢泰子	10
職場のマタハラ～女性の人権～	(平成27年11月28日掲載)	
相談しやすい環境を	小畠泰子	12
インターネットと人権	(平成27年12月21日掲載)	
進めようルールづくり	山中常嘉	14
インターネットによる人権侵害	(平成28年7月27日掲載)	
子どもに迫るネットの闇	石川結貴	18
災害と人権	(平成28年8月27日掲載)	
災害にも強いまちづくり	山崎水紀夫	20
高齢者の人権	(平成28年9月23日掲載)	
認知症介護 家族の視点を	佐藤政子	22
犯罪被害者等の人権	(平成28年10月16日掲載)	
被害者に寄り添う	近藤御風	24
外国人の人権	(平成28年11月29日掲載)	
好奇心と寛容をもつて	ピーター・フランクル	26
ハンセン病元患者等の人権	(平成28年12月27日掲載)	
宇宙が欲したから、ここにいる	ドリアン助川	28

## 子育てに優しい社会を

谷本 恭子（たにもと・きょうこ）



1973年に高知市の乳児院「高知聖園ベビーホーム」に就職。2005年に子育て支援室「みその」相談員に。08年に児童家庭支援センター「高知みその」センター長を兼務しながら、児童虐待防止に取り組む。09年に「高知聖園ベビーホーム」園長、13年からは児童養護施設「高知聖園天使園」園長。

全国的に児童虐待が増加の一途をたどっています。高知県では平成20年2月に小学5年生の男児が、そして同26年12月には3歳の女児が虐待によって尊い命を落とす事件が起っています。同25年度の高知県の児童虐待件数は181件。たとえ命が守られたとしても虐待によって傷ついた身体や心を癒すことは困難を極めます。

虐待を受けた子どもたちは、安心安全が確保されるとさまざまな姿を見せます。例えば、おなかをすかせてもミルクを飲ませてもらえず、餓死寸前で保護された赤ちゃんは飲んでも、飲んでも満足せ

ず、底なしのようにミルクを要求し続けます。怒鳴られ、たたかれてきた子は、他の子に暴力的に関わったり、自分を駄目な子だと思つたり、ひいては生きている価値がないと思う子どももいるのです。

子どもだけの問題ではありません。過去の虐待のトラウマが解決されず、癒やされないまま苦しんでいる大人たちがいます。子ども時代、さらに、生涯を通して深い傷や悲しみ、苦しみが根深く影響を与えてしまうのが児童虐待なのだと思います。

子育て中のお母さんが子どもをかわいく思えないことにとても苦

しんでいました。「わが子をかわいく思えることが親として当たり前のことだと思うのに、そう思えない自分は親として失格ではないか？かわいいと思えるようになりたい」と、かつて虐待を受けたことのある女性、わが子に自分を投影しているように見えました。

あるお父さんは「この子を大切にしよう、自分が受けたようなつらい体験は絶対にさせまいと思つていたのに殴つてしまつた」と。また、あるお婆さんは「子どもが小さいころ、生活のために子どもをひとり部屋に置いて毎日仕事に行つていた。昼も夜も仕事で、寂しい思いをさせてしまつた。言うことをきかないと外に放り出した柱にくくりつけたりした。本当にかわいそうなことをした」と涙ぐまれた。

誰も責めることのできない虐待の連鎖。しかし、子どもは守られるべき存在でなければならない。子ども時代をどの子どもにも、子どもらしくのびのびと過ごしてほしい。

私は乳児院や児童養護施設で、今は家庭で育つことのできない子どもたちに関わっています。親と離れて暮らす子どもたちですが、親でなくとも傍に養育する大人がいて、そこで無条件に存在そのものを受け入れられ、愛されてこそ、子どもは健やかに育つていけると思います。そうであるからこそ「私たちは子どもにとつてそのような大人であるか？」自分たちに問い合わせながら、子どもたちと生活を共にしています。

当たりまえの温かな生活、心配なくご飯が毎日食べられること、気持ち良く寝られる場所があること、お風呂に入り清潔で居られる

こと、悲しい時や苦しい時に大丈夫だと寄り添つてもらえること、失敗した時は責められず励ましてもらえること、困った時は相談に乗つてもらえること、暴力やひどい言葉で傷つけられないこと、あるがままの存在を受け入れられること。こういった日々の生活の積み重ねが子どもたちの心と体を育んでいくと信じています。

しかし、時にこちらの心が折れそうになることもあります。「くそばあ」「死ね」「うざい」という子どもからの罵倒。そして暴力。そう言われ、そうされてきた子どもたち。大人を信じられない、傷つけられてきた子どもたちの大への怒りの吐露なのか？これでも私を愛してくれるのかという試し行動なのか？

職員はひとりで抱えこまないでチームで励まし合いながら、いろいろな方の力を借りながら乗り越えていきます。子どものせいでは決してない、そうせざるを得ない育ちをしてきた子どもなのだから、本来のその子どもの本質を見失わないようにしたい。

この世に生を受けた子どもたちが等しく愛され、大切にされて育つてほしい。それをするのが親であることが望ましいが、親でなければならないことはないと思います。子どもは社会の宝とも言われます。子育てに優しい社会の実現を目指し、児童虐待予防のオレンジリボン運動や子育て家族の支援者養成、子育て支援ネットワークの輪を広げる活動など、さまざまな取り組みを行っています。

地域のみんなが子育て中の家族に温かなまなざしと言葉を掛け、高知家を「あつたか高知」にしていきましょう。

## 愛される会社を目指し

### 水尾 順一（みずお・じゅんいち）



1970年神戸商科大学卒業、株資生堂を経て99年駿河台大学へ奉職。元東京工業大学大学院特任教授。日本経営倫理学会副会長、経営倫理実践研究センター首席研究員。2010年ロンドン大学客員研究員。著書に『マーケティング倫理が企業を救う』（生産性出版）、『三方よしに学ぶ 人に好かれる会社』（サンライズ出版、共編著）、『CSRで経営力を高める』（東洋経済新報社）、『セルフ・ガバナンスの経営倫理』（千倉書房）など多数。

現在駿河台大学経済経営学部教授、アデランス社外取締役、西武ホテルディングス企業倫理委員会社外委員。

### ■CSR

いま、企業経営に必要な活動の一つにCSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任）の概念がある。CSRは、次のように定義し説明することができる。

「CSRとは、企業と社会が健全な発展を遂げるために、企業が不祥事を起こさないようにするとともに、お客や取引先、地域社会、社員、株主など企業を取り巻く利害関係者に積極的に貢献していくこと」

つまり、CSRは企業の不祥事を予防するだけではない。消費者

に喜びや満足の提供、社会貢献・文化支援活動への取り組みなど、前向きな活動も含んだ考え方である。

社内にあつてはボランティア休暇制度の設置によつて、従業員の社会貢献活動を支援する。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組み、女性が働きやすい職場を目指して、育児休業制度などを整備する。このように、従業員が働きやすい環境を整えることもCSRだ。

### ■部下の成長支援

さらに言えば、人を育てるのも労働CSRといわれ、人権・労働に関わる重要な領域である。部下が仕事で悩んでいるときに、上司

がサポートし手を差し伸べる「サーバント（部下を支援する）・リーダーシップ」もCSRの領域だ。

部下を育てる上司のマネジメントに関して言えば、その昔、土佐が輩出した幕末の偉人 坂本竜馬が以下のような言葉を述べている。

「仕事というものは全部をやつてはいけない。八分まででいい。・・・・あとの二分は人にやらせて完成の功を譲ってしまう。それでなければ大事業というものはできない」『司馬遼太郎 竜馬がゆく（第5巻・回天篇）』（文芸春秋刊）まさに部下を育てる極意であり、大事業をなす秘訣<sup>ひけつ</sup>もある。

### ■高齢者に夢を

さて、CSRの中でも日本社会の大きなテーマである高齢化社会と人権について考えてみたい。

およそ4人に1人が65歳以上の高齢者といわれるいまの日本。団塊の世代が高齢者の仲間入りをして、ますます高齢者が増える見込みだ。

こうした時代の流れを読み、高齢者のニーズにこたえ顧客満足度を高めることで、人にやさしいビジネスとして企業は高い評価をえることができる。いつまでも若くありたい、という人間の若さへの憧れは、永遠のテーマである。

美容の業界では、俗にノーベル賞候補の「3S」といわれる「しみ、しわ、白髪（ローマ字表記で頭文字がいすれもS）」の分野がある。白髪の研究に関連して考えれば、ふさふさとした黒髪を通して、高齢者に若さと生きる希望を与えるながら社会的課題を解決する活動は、本業を通じたCSRとして社会から高い評価を得ることができる。

### ■医療用ウィッグ

総合毛髪関連企業である株アデランスは、薄毛で悩む高齢者に対してウイッグを通して若さと夢を提供するなど、消費者ニーズに対

応した戦略的CSR活動を展開している。

ウイッグに対するニーズは高齢者だけではない。抗がん剤や放射線治療による脱毛、円形脱毛症に対する医療用ウイッグも近年ニーズが高くなっている。こうした医療分野における毛髪の悩み解決は、患者の生活の質を向上させることで精神的な安らぎをもたらすという「QOL（Quality of Life＝生活の質）」の改善にも結びつく。

このことに着目した経済産業省は、医療用ウイッグなどを使用する人々が安心して使用できる環境整備をはかれるよう、2015年4月に「医療用ウイッグに関するJIS9623（クロフサ＝日本工業規格）」を制定した。

### ■進化

同社は、早くからこれらの社会的課題に注目し、医療分野におけるウイッグやスカルプケアサイエンス（頭皮に関するサイエンス）にも力を注いでいる。抗がん剤治療で脱毛している患者の増加に対応し、02年に病院内に理美容室を開設した。そこではバリアフリー化と移動式美容イスも導入している。患者目線の発想が生み出した成果だ。

この事業はCSR推進室と医療事業推進部の連携によつて進められ、15年5月には慶應大学病院内にも進出、現在では全国で23店舗にも拡大している。

福祉先進国であるスウェーデン（3店）やオランダ（3店）にも開設され、日本の病院内サロンのビジネスモデルが世界に広がった。同社が取り組む「QOL改善型の戦略的CSR」が毎年着実に進化しているのだ。

企業が社会の変化に対応し、顧客満足や地域社会へ喜びを提供する活動は、CSRとして社会から高く評価される時代になつたといえよう。

# 病とともに生きる社会を



池上 千寿子（いけがみ・ちずこ）

特定非営利活動法人「ぶれいす東京」理事。

1982年ハワイ大学「性と社会太平洋研究所」でセクソロジーを学ぶ。アメリカで報告されたエイズが引き起こす排除や偏見に満ちたアメリカ本土でのパニックを知り、ハワイのエイズNGO活動に参加する。91年に帰国し94年にエイズNGOぶれいす東京を設立。2012年まで代表を務める。05年エイボン女性教育賞、09年エイズ学会アルトマーカ賞、11年WAS金賞を受賞。著書に『思いこみの性、リスクなセックス』、『性について語ろう』（ともに岩波書店）など多数。

最近、2014年エイズ発生動向概要が発表されました。それによると同年の新規H—I—V（エイズウイルス）感染者報告は1091

球全体でのエイズ関連死亡数は3900万、H—I—V陽性者数は3500万人といわれています。

件、エイズ患者報告は455件で合わせて1546件になります。感染症というとエボラやMERSの報道ばかりでH—I—Vは忘れられたかのようです。しかし、07年以降毎年1500件を超す報告があり、現在の日本ではH—I—Vとともに生きている人（H—I—V陽性者）は2万5千人にならうとしています。

1981年に初めて報告されたエイズですが、2013年には地

日本は国際的に比較すればH—I—V感染が低く抑えられている国になりますが、感染の広がりが収まる気配はありません。むしろ広がる無関心によって放置されてしまっているといえるでしょう。H—I—Vに感染するとエイズを発症し死に至る、という一昔前のエイズイメージを持つ人がいまだ多いようです。

実はH—I—Vの増殖や免疫のメカニズムの解明が進み、抗H—I—V剤

が開発されました。そして、それを用いた医療によって、HIVに感染してもウイルスを検出限界以下に抑え、免疫を維持してエイズ発症には至らないことが可能になつてているのです。つまりHIVに感染したらエイズ発症というのではなく、「HIVとともに生きる」ことが始まるのです。HIV感染症は慢性疾患の一つだとう専門家もいます。

とてもありがたいことなのですが、さらなる問題が浮かび上がつてきました。それは、せっかく手に入れた「HIVとともに生きる」ということを社会がなかなか受け入れないことです。医療は整備されたが社会が整備されていない、ともいえるでしよう。

例えは最近、HIV陽性が判明した看護師が休職から退職に追い込まれて裁判になりました。HIVは解雇事由にはならないという

判例があるにもかかわらず起きてしまった事例です。こうなると「HIVとともに生きるのだがHIV陽性であることは開示できない」になりかねません。

ぶれいす東京が行つた調査では、HIVとともに生きる人の最大のストレス源は、通院や毎日の服薬、副作用というよりも「周囲に隠しているということ」でした。長期化するほど「隠していること」の心理的負担は大きくなります。

ぶれいす東京にはHIVとともに生きる看護職の会、介護職の会、教職員の会などのプログラムがあります。いずれも同じ職場環境で悩みを共有する仲間とつながりたい、というニーズから生まれてきたものです。HIVとともに生きている人はあらゆる職種にいます。

HIVとともに生きている人々はあらゆる世代にもいます。しかも抗HIV剤による治療のおかげで、年々高齢化もしています。けれどHIV陽性と分かつてなお受け入れてくれる介護施設や高齢者用の施設を探すのは困難です。

その理由は感染が怖いからではありません。「他の利用者が嫌がる」「利用者の家族が嫌がる」「職員が嫌がる」「前例がない」などです。利用者、家族、職員の中にHIVとともに生きている人はいてもおかしくないので、なぜか「ないこと」になつています。

HIV陽性と分かつて治療している人は、ウイルスをコントロールし感染力を低く抑えてています。むしろ、実はHIV陽性なのだけれど自分でそれと知らない人々の方が2次感染は起こしやすいでしょう。

にもかかわらず、私たちは感染を知りHIVとともに生きている人々を「感染源」のように扱つてしまい、感染の有無を公開したらまずい、という環境をそのままにしてしまっています。そのしわ寄せをこうむるのは、ほかでもない「HIVとともに生きる人たち」です。

「どんな病であれ、安心して病を発見し、安心して病とつきあい生きていく社会」、このような環境整備を目指して、ぶれいす東京は20年以上活動してきました。

HIVがあろうがなかろうが、そんな社会で生きていいたいと思いませんか。HIVは感染症ですが医療の問題にとどまりません。病はなんであれ社会的意味をもちます。病を受け入れる社会は、私たちが整備しなければ絵に描いた餅に終わりかねません。

## 逃げない心を育てる



福田 英夫（ふくだ・ひでお）

日本財団 コミュニケーション部長・SI本部上席チームリーダー（兼務）。

70年、北海道生まれ。日本財団で総務や秘書、海洋担当を経て現職。10年から再犯防止を目指すプロジェクトに取り組む。

でした。2人に1人は再び罪を犯し、刑務所に戻っているのです。

政府の犯罪対策閣僚会議は14年12月、「世界一安全な国、日本」の実現を目指し、「犯罪に戻らない・戻さない」をスローガンに元受刑者の立ち直りをみんなで支える明るい社会を創ることを宣言しました。

日本財団は13年2月、企業と連携して就労の観点から元受刑者の社会復帰を支える「職親プロジェクト」を発足させました。企業が親代わりに元受刑者を受け入れ、矯正・更生保護関係者が専門的な知見から支えます。企業間の情報共有を目的に開催している会議には弁護士やNPOも参加し、元受刑者の就労状況、企業側の悩みや

「本人と連絡がつかない状況になった。心当たりは搜したが、消息がつかめない。残念ながら、雇用を打ち切らざるを得ない」と、元受刑者を受け入れる企業から連絡がありました。

刑務所から出所してその企業が経営する飲食店で働き始めた27歳の男性は、将来、同社が展開する海外店舗で働くことを希望し、頑張っていたといいます。残り20日で半年間の就労体験を終え、正式に雇用される予定であった彼に何があつたのでしょうか。

元受刑者による再犯問題は年々深刻になっています。1997年以降、再犯者率は上昇傾向にあり、2013年は過去最悪の46・7%

不安な気持ちを話し合い、解決策を模索しながら一歩ずつ歩を進めています。

問題がないわけではありません。刑務所内で行っている求人募集には、今年（15年）9月までに51人が選考を経て採用内定され、順次刑期を終え派出所、31人の元受刑者が仕事に就いています。

しかし、6カ月間の就労体験を終え、職場に定着したのはわずか6人などとなります。中には就労2日目で逃げ出した元受刑者もいました。企業の熱意とは裏腹に、次第に更生支援の難しさが浮き彫りになってきたのです。

元受刑者が職場から離れていく理由はさまざまですが、主な要因は、かつての悪友からの誘いや仕事よりも遊びたいといったことがあります。少年院で顔見知りという理由だけで職場を去り、再び犯罪に手を出そうとした少年もいました。「スマホがあれば、居場所はすぐに分かります」と、犯罪から断ち切る難しさが付きまといます。

この現実に対しても日本財団では14年7月、官民の垣根を越えて更生支援について考えようと官民合同による勉強会を開催、10回にわたり議論を重ねました。官は官、民は民で取り組まれていた更生支援に横串を通そうという試みです。

官側からは法務省を中心に、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、総務省が、地方自治体からは元受刑者の就労支援に取り組む奈良県が参加しました。民間側は企業、NPO、学識者のか、少年院出院者の自助グループや元受刑者の参加を得て、現場目線による議論が展開されました。

勉強会で見えてきた課題は、社会から閉ざされた刑務所では社会性、コミュニケーション能力や考える力が奪われること。それに伴

い低下してしまった機能を回復させるためのリハビリが必要であるということでした。さらに刑務所から出た後は、社会復帰までのケアが十分ではなく、伴走型の支援の必要性が指摘されました。

そこで提案されたのが中間支援の構想です。職親プロジェクトで提供してきた就労と住居に、教育と仲間づくりの要素を加え、刑務所と社会をつなぎ、緩やかに社会復帰できる環境をつくることです。成長期に少年院で過ごした人は、社会経験が乏しく、働くことのない人もいます。そのため遅刻やささいなミスでつまずき、それを理由に職場から逃げ出す人も少なくありません。身近で支え、親身になって生き方を教えてくれる家族がいないケースも多く、はたで見守る存在が必要なのです。

今後、職親プロジェクトでは中間支援の構想を取り入れ、「1人の元受刑者をみんなで支える」支援体制を強化していきます。ときには信じていた元受刑者が突然姿を消すことに「裏切られた」と落胆する声も聞かれます。

それでも職親プロジェクトに参加の企業は元受刑者の更生を信じ受け入れ続けています。何度もだまされても、うそをつかれても真剣に元受刑者に向き合うからこそ、解決の端緒を見出すことができるのです。

中間支援の構想も、元受刑者の更生を願う企業の熱意から生まれました。諦めない姿が元受刑者の心を動かし、逃げずに踏みとどまる力を育むと信じています。

# 多文化共生社会 実現を



竹沢 泰子（たけざわ・やすこ）

京都大学人文科学研究所教授。

専門は文化人類学、社会学（とくに人種・民族概念、移民研究など）。ワシントン大学人類学部博士課程修了。P.h.D.主な著書に、「日系アメリカ人のエスニシティー強制収容と補償運動による影響」（東京大学出版会、瀧澤賞受賞）、『人種概念の普遍性を問う』（編著、人文書院）、『移民研究と多文化共生』（共編著、御茶ノ水書房）など。

日本学会議多文化共生分科会副委員長、兵庫県外国人県民会議議長等を務めている。神戸市出身。  
※ P.h.D. || 米国で取得した日本の「博士号」に当たる資格。

戦後70年である今年は、日系アメリカ人の戦時中の体験についてメデイアで取り上げられる機会が多くあつた。かつて日系二世たちから、戦前は言うまでもなく戦後間もない1950年代でさえ、店に入ろうとしても、あるいは住まいを借りようとしても、「ジャップはお断り」だと差別的扱いを受けたという話をよく聞いた。

今そのようなことをしようものなら、すぐに訴えられる。しかし当時はそれだけ差別がひどかつたのだという、昔話としての語りである。

ところが、身の回りの日本社会では、それが必ずしも昔話になつてない。アパートの入居や、公衆浴場、理容店などさまざまな場所で、「外国人お断り」といった扱いを受ける外国人が少なくないのである。

昨年、Jリーグの一部サポーターが「Japanese Only（外国人お断り）」と書いた横断幕を掲げ、それにクラブが適切な対処をしなかつたことは「人種差別」にあたるとして、無観客試合の制裁を受けたことは記憶に新しい。無期限入場禁止の処分を受けた

横断幕を書いた人たちは、それが人種差別であるとは思わなかつたといふ。

見慣れない外見や名前であれば十把一絡げに「外国人」として区別し、締め出しや差別を行うことは、真に成熟した社会であれば許されないはずである。そもそも外国人であつても、大半の外国人は問題を起こさない。

そして、もし日本の慣習を知らずに、例えば入浴の際、かけ湯をしないことが問題であるならば、最近一部の温泉で見かけるように、英語ややさしい日本語のイラスト入りの説明書きを備え付けるのも一つの対処法であろう。ごみ出しのルールも同様である。自分たちと言葉や慣習の異なる人に対し、あの手この手で「伝える」という努力がもつとあつてもいいのではないだろうか。

雇用面でもさまざまな問題が生じている。外国人労働者や技能実習生に対して、一部の中小企業や個人経営店で、時給200円、300円、400円といった衝撃的な数字の賃金しか支払われていない実態が活動家たちにより明らかにされている。

最低賃金は地域別に設定されており、例えば高知県の場合、平成27年度9月現在、時給693円と、鳥取、宮崎、沖縄と並んで、国内で最も低い額である。この金額を下回る賃金を支払うことは最低賃金法に違反する。

また同じ職種や同じ雇用形態（正社員やパート等）である日本人従業員より安い賃金を支払うことも、労働基準法に違反する。外国人だから、日本語ができないから、といった理由は不当な賃金の根

拠としては認められないのである。

外国人の子どもたちの権利は、日本も1994年に批准した「児童の権利条約」（18歳未満の児童を対象）によつて守られている、とされている。希望するすべての外国人児童が日本の義務教育を受ける権利があるのは、こうした国際規約によるものである。

ところが実際には言語が障壁となつたり、いじめを受けたり、あるいは家庭の事情によつて、不就学となつている外国人児童が数多く存在している。「教育を受ける権利がある」とすることで果たして児童の権利が十分に守られているかどうかは検討の余地があるう。

専門家の間では、海外の例にならい、日本人と同様、義務教育化すべきではないかといった議論も出ている。自己決定権がない子どもたちが教育という基本的権利を享受できるように、そして日本社会が社会から疎外された人びとを生み出さないためにも、外国人児童の義務教育化への議論が高まるこことを期待したい。

2015年の今年は、戦後70年だけではなく、他にもいろいろな意味で節目の年にあたる。「多文化共生」の言葉を日本に広めるきっかけとなつた阪神淡路大震災から20年、日本が「人種差別撤廃条約」に締結してから20年が経ち、「成人」したことになる。来年は、国連で「国際人権規約」が採択されてから50年を迎える。

眞の多文化共生社会を実現するために、この節目の年に、国際社会のルール、日本社会の現状、そして地域社会の隣人をつないで見つめ直そうではないか。

## 相談しやすい環境を

小畠 泰子（おばた・やすこ）



医師、医学博士、日本産業衛生学会指導医。91年に産業医科大学卒業後、三菱重工業(株)下関造船所専属産業医、産業医科大学産業医実務研修センター助手等を経て、13年に合同会社ミーシャを設立。

現在は(株)正興電機製作所、(株)ゼンリン、九州電力(株)等の産業医として働く人の健康管理に関わっている。(財)女性労働協会の「働く女性の身体と心を考える委員会」および「母性健康管理サイト運営委員会」委員。65年北九州市生まれ。

職場におけるマタニティハラスメント（通称マタハラ）とは、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇用止めをされることや、職場で受けける精神的・肉体的な嫌がらせです。パワー哈ラスメント（パワハラ）やセクシャルハラスメント（セクハラ）と併せ、働く女性を悩ませる三大ハラスメントといわれています。

### 2 制度と価値観の問題

①法制度が守られていますか？

1 マタニティハラスメントの実態  
働く女性対象の昨年のある調査では、「マタハラ」という言葉については、6割以上が知っていると回答しています。これは、前年の

同じ調査の3倍で、急速に認知が進んでいます。また、セクハラやパワハラに比べると少数ですが、マタハラの経験は4人に1人となっています。

職場における母性健康管理や母性保護の措置は、男女雇用機会均等法や労働基準法などの法律で規定されています。たとえば、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務への転換や、時間外労

働、休日労働又は深夜業の制限が義務付けられています。また、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは法律で禁止されています。

昨年には裁判もあり、原告側の女性が「妊娠を理由に業務の軽減を求めたところ、管理職を外された」ということに対し「同意のない降格は違法」との最高裁の判決が出ています。記憶に新しいところでは、本年9月に、「妊娠は要らない。あしたから来なくていい」と言つて、妊娠中の女性職員を解雇した事業者が、再三の労働局長や厚生労働大臣の勧告に従わず、解雇を撤回しなかつたため、初の実名を公表されるということが起っています。

このように、法的な制度や認知は進んできているものの、制度があつても守られていない、妊娠中の女性や職場（事業者、人事・労務管理者、上司等）が制度を知らないという実態もあります。

## ②価値観の違いを理解していますか？

本来は、法規定以外でも、妊娠中は立作業を控えるなど職場の理解と工夫による対応も期待されていますが、妊娠中の経過には個人差も大きく、それに家庭の事情や職場の環境、業務内容、人間関係など本人を取り巻く周辺の事情も異なるため、どの程度の配慮が必要なのか、周囲も本人でさえもよくわからないことがあります。

上司ら周囲の人たちが自身の経験などから「これくらい大丈夫だろう」と自身の価値観を押し付けてしまい、本人が「つらい」と言い出せないまま無理をしてしまっていることもあります。妊娠経過中、身体的には大きな問題はなくても、「上司や同僚の心無い発言や無理解に辛い思い

をした」という人も少なくありません。

その一方で、法制度を理由に権利を主張するばかりの人（逆マタハラ？）も少なからずいます。業務の軽減や体調不良による休暇などにより、周囲の方の負担が増えることも事実です。制度を当然の権利として受け止めるのではなく、周囲にサポートしてもらつているという気持ちをもつておくことは大切です。

## 3 マタニティハラスメントの予防のために

職場や社会全体がもっと関心を持ち、妊娠中や出産後の女性労働者が相談しやすい環境を整えていきましょう。そのためには、職場の制度やサポート体制を構築し、普段からコミュニケーションを大切にし、考え方を理解することが重要です。「お互いさま」の気持ちでサポートしあえることが大切です。

そして、万一の時に備えて、本人のみならず、上司ら周囲の人達も適切な相談先を持つておくことも重要です。たとえば、職場に産業医や保健師等の産業保健スタッフがいれば、マタハラの心配がなくとも、必ず相談しておきたいところです。社内のパワハラなどの相談窓口を利用するとか妊娠・出産経験のある先輩社員に相談するのもよいでしょう。

また、経過中就業制限・配慮等の必要があれば、職場に母性健康管理指導事項連絡カード（産科主治医に発行を依頼）の提出があると対応がスムーズです。

みんなが働きやすい職場を目指し、ハラスメントのない職場環境を整えることが、ひいては生産性の向上や企業の業績向上につながることもしっかりと理解しておきたいところです。

## 進めようルールづくり



山中 常嘉（やまなか・つねよし）

高知県教育委員会事務局人権教育課、主任社会教育主事（人権教育担当）。1991年に高知市立潮江東小学校の教諭に採用され、その後同市立鴨田小学校、須崎市立多ノ郷小学校、土佐市立戸波小学校を経て、2010年から県教育委員会事務局人権教育課指導主事。12年から同課主任社会教育主事、現在に至る。

近年、情報社会の進展に伴う情報端末の普及や情報通信技術の発展が著しく、小さな子どもから大人まで、いつでもどこでも、気軽にインターネット（以下「ネット」という。）を利用することができるようになっています。

持っている携帯ゲーム機・携帯音楽プレーヤーからもネットに接続している状況に驚かされます。

そして、ネット利用の内容について、高校生はコミュニケーション、中学生は動画視聴、小学生はゲームといったものが高い割合を占めています。

内閣府による「平成26年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成27年2月）では、7割を超える青少年が、ネットを利用していると報告されています。中でも、スマートフォンからネットに接続している割合が42・9%と最も高いことや、子どもたちが

一方で、ネット利用は使い方次第で大きな問題に発展する可能性があり、子どもたちがトラブルに巻き込まれる危険性もはらんでいます。例えば、ネット上でのいじめや誹謗中傷の書き込み、交流サ

イトを通じて性犯罪等の被害に遭う危険性、ワンクリック詐欺での被害、ネットの長時間使用やスマートフォンなどのネット端末を手放せないなど、ネット依存・中毒の問題などが挙げられます。

こうした現状を踏まえ、県教育委員会では、高知家の子どもたちをネット問題から守ることを目的として、本年10月25日に、「『ネット問題』を子どもと大人で考える県民フォーラム」（以下「ネットフォーラム」という。）を開催しました。

ネットフォーラムでは、「高知家からいじめやネット問題をなくしたい」と強い意志をもち、立候補してきた県内の中高生20人で組織するネットフォーラム実行委員会が中心となりました。ネットフォーラム当日までに実行委員会を3回開き、高知家の子どもがネット問題に巻き込まれないために、必要なことは何か、自分たちにできることは何か、どのようなアピールを伝えるのか、などについて考えました。

当日は350人を超える参加者が、ネット問題の現状を知り、トラブルに巻き込まれないためにできることについて考えました。最後に、ネットを正しく安全に利用するためには、何が必要かについて、参加した子どもや大人、実行委員がともに考えました。

そして、①知ろう ネットの危険性とその状況 ②決めよう 周りのみんなでネットのルール ③つながろう 人と人とのコミュニケーション ④頼ろう 困ったときはお互いに ⑤なろう SOS に気付ける人、『一人一人の心がけと行動で社会は変えられます』の5つのアピールを行いました。

このアピールには、それぞれの項目ごとに、①大人も子どももネットの危険性やその現状について正しい知識をもち、現状を自分のこととしてとらえ、常に警戒心をもつてほしい ②ネットにのめり込み、自分がネットに支配されないように1日何時間まで、勉強中は使用しないなど、みんなでルールをきめてほしい ③大事なことは会って直接話すなど、人とのコミュニケーションを大切にしてほしい ④友だちや家族との信頼関係を築き、困ったときは相談しやすい関係をつくってほしい ⑤小さなSOSに気づき、一人一人の小さな思いやりで困っている人を救つてほしいーという、参加した子どもや大人、実行委員の強い思いや願いが込められています。

ネットは、とても便利で役に立つものです。しかし、その使い方を誤つてしまつと人を傷つけたり、犯罪に巻き込まれたりするなど、自分が加害者にも被害者にもなる場合があります。日常生活ではいけないことはネット上でも同じであり、一人一人がそれを意識し、実践していくことが大切です。

県教育委員会では、高知家の子どもがネット問題に巻き込まれないよう、情報モラル教育を充実させるとともに、ルールづくりを推進していきます。

学校や家庭におかれましても、ネットフォーラムでのアピールを基に、「ネットの使い方」「ファイルターリングの設定」「使用時間」など

## 筑豊「川筋氣質」継承を



安蘇 龍生（あそ・たつお）

田川市石炭・歴史博物館館長。福岡県生まれ。

同県の高校で教壇に立つ傍ら、郷土史を研究。2006年から現職。炭坑の風景を記録にとどめたいとの思いから、地元大学と連携し、山本作兵衛炭坑記録画の世界記憶遺産への登録に尽力した。

### ■土地の語源

石炭は種類にもよりますが、燃やすと、もくもくと黒灰色の煙りが出て、硫黄分のにおいが強くなります。

福岡県東中部の筑豊は、年産で日本の石炭の半分を掘り出し、国内外に供給していた主要産炭地でした。「筑豊」は「筑前国」「豊前国」の一字ずつを取つて出来た造語です。

流の若松に集められ、船便で各地に運ばれました。その若松で明治18年暮れ、石炭業組合の看板に初めて「筑豊」が使われました。

幕藩時代、福岡藩と小倉藩の領域にまたがる筑豊の石炭採掘は主な産業とは見なされず、領内の百姓身分の人々や被差別部落の人々も、自家燃料以外、利益をあげる石炭採掘は原則認められませんでした。主として、他領から逃げて来たような無籍の人々に認められ、その管理監督に村の有力者が就いたのです。

この時代は、偶然に知られた蒸し焼きにより煙りとにおいを減少

させて都市の燃料として販売する「石殻」のほか、赤穂以西の製塩の仕上げの燃料として重宝されました。さらにペリー来航を機に、長崎などの寄港地に石炭を備蓄しておかねばならなくなりました。

### ■集住した労働者

明治になり、国や県が石炭の産出を奨励するようになり、業者の組合が生まれ、経営者と多くの従業者が筑豊に集まります。

採掘には落盤や出水事故、火災・爆発など危険が伴います。手元にある明治32年から86年間の統計によると、この間に事故即死者は4万8067人も出ました。当時は危険に加え、きつくなれば汚い仕事をみなされていました。

坑内から無事地上に生還した人々は、目と口の周り以外、炭塵で真っ黒になっていました。農業労働などと比べて賃金は高く、他地域から生活難の人々が筑豊の炭坑にきていましたが、付近の農民たちは彼らを「炭坑者」とか「炭坑太郎」とか蔑称で呼び、敬遠していました。

政府の「平成5年度同和地区実態把握等調査の概要」では、福岡県の同和地区の約半数は旧産炭地筑豊に集中しています。

これは、各炭鉱会社が社宅と呼ばれる住居や独身寮を整備する時まで、同和地区が他地域からの渡来者の受け入れ場所となり、また住民自らが炭坑労働に深くかかわっていった歴史があるからです。

### ■独特の風土

筑豊では、「川筋気質」と呼ばれる独特の炭坑風土が形成されまし

た。

・自立性と独立意識が強い

・先進性、進取、開拓の精神が強い

・忍耐、自己犠牲、奉仕の精神が強い

これらは「独自の秩序維持から派生した腕力による支配や暴力的統制、直情的実行力」「農村の排他性との融合と炭坑側の気遣い」「農村側の受益容認と排除意識の継承」「各地から生活、習慣、文化を持ち込む混合文化の進展」などを背景とし、先進性と急激な地域変動などが進展して独特の社会風土が形成されたのです。

筑豊から炭坑がなくなつて、50年余になります。旧産炭地に展開された人々の生活、誇りと命をかけた社会史を正しく受け継ぎ、次世代に引き継ぐ必要を強く感じる昨今です。

## 子どもに迫るネットの闇

石川 結貴（いしかわ・ゆづき）

ジャーナリスト。家事、育児の傍ら執筆活動を始め、各地で多くの母親や子どもたちを取り材。児童虐待や青少年のインターネット利用の問題などに詳しい。『心の強い子どもを育てる～ネット時代の親子関係』など著書多数。千葉市在住



### ■巧妙な仕掛け

インターネットやスマホ（スマートフォン）の普及は、子どもたちの生活にさまざまな影響を与えていた。たとえばスマートゲームなら、高価なゲーム機やソフトは要らず、豊富な種類を「無料」で楽しめる。

一方で、その背景には巧妙な仕組みや仕掛けがある。そもそもなぜ無料なのかと言えば、ひとつにはスポンサー企業の広告費によって提供されているからだ。民放のテレビ番組と同様の仕組みであ

る。

もうひとつ、スマートゲームには、「課金」というシステムがある。ゲームを進行していくと、特別なアイテム（ゲームで使用する道具）などが必要な場面が出てくるが、その際、有料の方法が選択できる。一部の利用者がお金を払い、それもゲーム会社の収入源となる。

こうした仕組みを成立させるためには、広告を見る人や、有料の方法を選択する人を増やすなくてはならない。ゲーム会社はさまざまな工夫で利用者を獲得し、「やめさせない」仕掛けを作る。たとえ

ば、決められた時間内にゲームをするとたくさん のポイントがもらえるタイムセールのような方法。大人の生活に置き換えれば、近所のスーパーで「午前中だけ牛肉半額」と広告されるのと同じだ。

広告を見た消費者は、決められた時間内に買い物をしないと損をするような気持ちになる。いざ買い物に行つたら、半額の牛肉だけではなく、ほかの商品もあれこれ買ってしまう。スーパーが消費者の心理を利用して販売戦略を練るように、ゲーム会社も綿密なビジネス戦略を立て利用者を煽る。

特別プレゼントや当たりクジ、限定キャンペーなど、次から次へと刺激的な仕掛けが用意されている。予想外の展開に興奮し、「もっとやりたい」とのめり込む子どもも少なくない。結果的にスマホ利用が長時間化し、心身の健康を損ねる場合もある。

### ■無関心、孤立・・・

特に、大人の目が届かない子どもは影響を受けやすい。親の無関心、周囲からの孤立、貧困や虐待など生活上の問題を抱える子どもは、居場所や心の拠り所を欲している。そういう心理につけ込むような仕掛けは、ゲームに限らずインターネット上に多数ある。

地方在住のある女子高生は、幼いころから虐待を受けるなど複雑な家庭環境で育っていた。早く自立したくてアルバイトを探したが、地元にはいい仕事がない。そんなとき、インターネットで好条件のアルバイトを見つける。「ネットモデルのお仕事。高時給。誰でも簡単、安心して働けます」、そんな言葉に誘われて応募、すぐに採用された。

「ネットモデル」の仕事とは、インターネットを介して、テレビ電話のようにお互いの顔を見ながら会話するものだった。相手は男性、しかも自分は下着姿になるという条件だ。内情を知った彼女は「やめたい」と業者に連絡したが、応募時に伝えた個人情報や家庭の事情を「インターネットでバラまくぞ」と脅された。

女子高生の未熟さはあるにせよ、相談できる人や支えてくれる人がいない子どもたちが「危うさ」に取り込まれていく。インターネットの負の側面をどう考えるか、問われているのは私たち大人の側だと思う。

# 災害にも強いまちづくり



山崎 水紀夫（やまさき・みきお）

NPO高知市民会議理事。「'98高知豪雨」を契機に災害時の支援活動を始め、多くの現場経験を通して得たノウハウや教訓を広く市民に普及させていく。土佐市出身。52歳

## ■支援受けける側の力量

日本は「災害列島」と形容される。毎年どこかで水害が発生し、南海トラフ地震の懸念と同時に地震活動期に入つたと言われる。私の災害との関わりは平成10年「'98高知豪雨」の災害ボランティアセンター代表からである。以降、被災地支援は16の災害を数える。東日本大震災では発災1週間後に岩手県大槌町へ、熊本地震では本震の翌日から益城町や西原村などで支援活動をしてきた。

いうことだ。命をつなぐ避難所運営の評価は、避難者が抱える多様な課題に配慮できたかどうかで決まると言つても過言ではない。「困っているのはみんな一緒にだからわがままを言つな。我慢しろ」という一律型の避難所の一方で、障害者・高齢者だけでなく女性や子どもなど、多様な視点で運営する避難所もある。後者が掃除も行き届き、雰囲気もいいというのが実感である。

だが、現実は「言うは易く行うは難し」である。避難スペースは早く来た人からいい場所を確保していく。要配慮者に譲つてほしい

と言つても簡単には譲つてくれない。災害時、公平の原則が機能しない中、足りない物資を誰を優先して配るかも大きな課題だ。避難者500人に対して毛布が50枚しかない。高齢者優先などさまざまな配布方法があるが、人数分そろうまでは配らない、という判断が多く行われる。結果、物資がそろった時には必要なくなつていたという冗談のようなことがよく起ころ。近年、受援力という言葉が使われるが、支援側以上に援助を受ける側の力量が問われている。

### ■「万能」でない共同体

高齢者・障害者など災害時に支援が必要な人を災害時要配慮者と言つが、被災地支援の経験では、軽度の知的障害者が最も支援から取り残される。避難所の環境に適応できずパニックを起こしたり、奇声を発したりすると、「周りの迷惑だ。我慢できないなら出て行つてくれ」と言われ、壊れた自宅や車の中での寝泊まりを強いられる知的障害者とその家族が多くいる。最近の熊本地震でも同様のケースを目の当たりにした。特に軽度の知的障害者は一見しても分からず、日常から「変わり者、迷惑者」扱いされ、福祉の谷間にあると言われる。

ある水害では「ゴミ屋敷」の住人の家が放置され、ぬれた畳で寝てゐる状況だったので、支援を入れようとしていると、地区長の返事は「あそこは放つておいていい」だった。場所は地域のつながりが強いと言われる中山間地域である。絆の強い地域は時として、知的障害への偏見が残り、「村八分」という言葉が示すように助け合いの輪から排除されやすい側面も持つ。コミュニティーは重要だが、万能

ではない。被災者支援には地域コミュニティー+専門家（多様な視点）の連携が不可欠となつてきている。

東日本大震災では震災関連死が3千人を超えたように、地震の揺れ、津波、火災から逃れた後も命の問題は続く。災害後に命を繋いでいくためには、日常から個々の抱える多様な課題に目を向け配慮することが、誰もが安心して暮らせる「災害にも強いまち」になるのではないかだろうか。

※震災関連死＝避難後の体調悪化や過労、自殺などによる「死」のうち、災害との因果関係が認められるもの。

## 認知症介護 家族の視点を



佐藤 政子（さとう・まさこ）

認知症の人と家族の会高知県支部世話人代表。1992年に「認知症の人と家族の会」に入会し、2004年から同会高知県支部の世話人代表。特定非営利活動法人を設立し、デイサービス2カ所も運営している。福祉関係の公職も多い。高知市在住。

### ■縮小されるサービス

「父は、夜中が来ると起き上がり、家に帰ると言い、出て行こうとします。止めようとするとむきになり、大騒ぎになります。どこに医師に診てもらえばいいですか」。そんな相談がよくあります。

公益社団法人「認知症の人と家族の会（以下、家族の会）」の高知県支部が7年前から県の委託事業として実施しているのがコールセンター電話相談で、年間400件程度の相談を受けています。

病院を探すために必ずお聞きするのが、介護保険の利用。認知症

は家族だけでもみることは困難だからです。ところが驚くことに、相

談者の半分が介護保険を利用していません。

7月21日、高知新聞に載った「介護サービス縮小検討」という記事を読みました。つい半年ほど前に要支援1、要支援2が介護保険からはずれ、今年10月から総合事業に移されることになったばかりなのに、今度は要介護1、要介護2を介護保険から総合事業に移そうとしているという記事でした。

翌日、「家族の会」の本部から、厚生労働省の社会保障審議会介護

保険部会の詳しい内容がメールで送られてきました。そのなかには、新聞記事にはなかつた内容も記載されていました。記事には要介護1、要介護2の生活援助と福祉用具を自己負担でと書かれていましたが、全サービスが対象で、デイサービスも総合事業に移行するというものでした。

この全サービスの総合事業への移行については、2015年11月の財政制度審議会においても、16年末までに結論を出し、17年の通常国会に法案を提出する方針が出されていました。高額介護サービスについても、高額療養費と同水準までの限度額引き上げを16年末までに結論を出すという方針も出され、介護費用についても要介護1、要介護2の65歳から75歳未満までを2割自己負担に、75歳以上も早期に具体化する考えが示されていました。

私たち家族は制度の変化を知らされていないことが多く、結果だけを知らされて従うしかないので。要介護1、要介護2が介護保険から消えようとしています。

### ■公的保険なれば・・・

脳梗塞の実父は2年間、病院でお世話になり、実母は18年間在家で介護しました。介護保険は母が亡くなつた翌年成立したのです。

しゅうとは、介護保険を利用することによつて6年間在家介護できました。実母を介護した家族だけの介護はどれほど苦しかったか。介護保険のない介護は家族に厳しい負担がのしかかつてくるのです。実父は2年間の入院でしたが、月に35万円の費用が必要でした。母は在宅で介護するしかありませんでした。二度と私の父母を

介護した時代に戻つてはならないのです。

高知県の人口は1960年以降、減少傾向にあります。高齢者の数は年々増えています。2014年現在、高齢化率は32・2%と全国平均の26・0%を大きく上回り、秋田県に次いで全国2位です。重度化した認知症の人の受け皿である療養病床の介護療養病床は18年で廃止が予定されています。

人口比で全国1位のベッド数を持つ高知県において、そのベッドがことに高知市に集中している現状を考えると、不安でたまりません。認知症の人が、その家族が一人たりとも泣くことのないように思います。

社会の制度が弱体化しないよう、家族の痛みや悲しみ、不安を社会全体で受け止めもらいたいと心から願っています。

## 被害者に寄り添う



近藤 御風（こんどう・みかぜ）

2015年から、こうち被害者支援センター理事長。

高岡郡佐川町出身。日大文理学部を卒業後、山梨県内の精神科病院に勤務。

1973年に法務省に入り、東京や徳島の少年鑑別所で心理技官を務める。清和病院理事、高知臨床心理協会会長、高知大学医学部（精神科学教室）非常勤講師。

法務省矯正局の心理技官を1985（昭和60）年に退職し、高知に帰郷してまもなくの頃、土佐中学校の同窓生で精神科医の山本裕水さんから、彼が日本医大の講師時代に「精神鑑定」に関わったあ

る男性の話を聞いた。

度に怒りと憤りを募らせ、加害者を殺害した——と。被害者遺族でありながら、殺人事件の加害者となってしまったその男性の鑑定に、山本さんは当たつていたという。

■孤立無援

男性は、一人息子を交通事故で失った。しかし、1年後の命日に

なつても、加害者本人からは一言の謝罪もない。墓参もしない。保険会社や代理人任せにしていた。男性はそんな加害者の無反省な態

た。孤立無援の状態だった。「父親の心情には察して余りあるものがある」。そんな山本さんの話に共感し、被害者遺族の実情に心が冷えた。この事件後、当時の検事総長だった伊藤栄樹氏は、日本経済新聞に「被害者はまた加害者足りうる」というコラムを載せたと

いう。

非行や犯罪の心理臨床の現場にいながら、私は被害者の心情をほとんど顧みることなく過ごしてきた。検察トップが被害者の窮状に警鐘を鳴らしたことには驚き、そして、見過ごしてきた被害者や遺族の精神的な窮状は重大な社会問題だと認識した。

強いストレス体験で深く傷ついた人の心理支援に私が初めて関わったのは1995年。この年の1月に起きた阪神淡路大震災で、高知医科大学の神経精神科チームが淡路島で行つた被災者支援活動に参加した。

ほかの精神科のチームは、患者の発見や入院など急性期の精神科医療が活動の中心だった。しかし、高知医大のチームは、慶應大学の小此木啓吾先生を招いて心的外傷後ストレス障害（PTSD）講義を受けた上、WHOの災害支援マニュアルや米国の最新の被害者支援の資料を取り寄せるなど、準備に1ヶ月をかけていた。そして、現地では投薬などの医療行為はせず、心理支援を中心に活動していた。

支援対象は避難所の被災者だけでなく、ボランティアのメンタルヘルス、町民全体の健康調査、小学校児童への災害の影響を描画作品を通して養護教諭と検討するなど、幅広い活動となつた。

### ■支援員たちの力

1998年9月の高知豪雨の際、高知医大病院は、総合診療部に「心のケア」外来を開設した。いろいろなストレスを抱える豪雨被災者に対応するためだつた。この頃、私は同大の非常勤講師になつ

ていて、外来スタッフに加わつた。

ただ、被災者の来院はほとんどなかつた。むしろ、当時、私が県警本部長から「被害少年のカウンセラー」に委嘱されていたこともあって、「心のケア」外来は、性暴力被害者やDV被害者らの心理支援をする場となつていつた。

2001年2月、ハワイ沖で愛媛県の宇和島水産高校の練習船が米軍の原子力潜水艦に衝突され沈没した時には、宇和島保健所から支援依頼を受け、ボランティアによる支援チーム（35人）づくりなどにも携わつた。

そうした活動の中で私が感じるのは、「被害者支援」は決して弁護士や心理士などの専門家が中心になるのではなく、ボランティア支援員ら、より身近な人たちが中心になつた方がいいということだ。支援員らの受容的な態度や寄り添いは、被害者に安心と心の平穀をもたらす。それは多くの事例で明らかだ。

こうち被害者支援センターは設立10年を迎える。被害者や遺族の人権を守り、勇気を与える活動にご支援、ご参加をお願いします。

# 好奇心と寛容をもつて

## ピーター・フランクル（Peter Frankl）



数学者・大道芸人。1953年ハンガリー生まれ。71年国際数学オリンピック金メダル受賞。77年博士号取得。79年フランスに亡命。88年から日本在住。ハンガリー学士院メンバー。算数オリンピック専務理事。日本ジャグリング協会名誉理事。12カ国語操る才能を活かし100カ国以上を訪問。人生を楽しくするコツなどを伝える講演活動に力を入れる。著書に『ピーター流生き方のすすめ』（岩波ジュニア新書）、『超数脳トレーニング』（WAVE出版）など。

### ■ 楽しい思い出

7月に講演会で高知へ招かれた。ゆっくり帯屋町の商店街を歩いていると、以前土佐の地を訪れた旅の思い出が次から次へと蘇つてきた。

1993年、NHKで毎月放送されていた『ピーターフランクルの日本再発見』の取材で、足摺岬でカツオ釣りをしている大ベテランの家と船にお邪魔した。スタッフが早めに現地入りしたので、僕は一人で高知発の最終列車に乗って土佐中村へ向かっていた。

### 2時間の長い旅で、70代の男性に声を掛けられてうれしかった。

僕のことを全く知らず、ガラガラの列車で外は真っ暗で、外国人が一人で何しにやつて来たのか純粋に興味をもつてくれた。土佐のことはもちろん、泊まる場所もわからないと判明すると、とても親切に「娘と2人で一軒家に住んでいるのでぜひそこに泊まつてよ」「明日は足摺岬を車で案内してあげるよ」と、高知県民として自分にできるおもてなしを快く提案してくれた。翌日の取材があつて断らざるを得なかつたことは申し訳なかつた。

それから何回も高知に行つたが、外国人として嫌な思いをしたことは一度もない。それどころか、毎回すごく親切にされた。カツオのたたきをごちそうになつたり、魚がよく釣れるポイントや潮水の温泉を案内してもらつたり、言つてみれば高知では外国人として得ばかりしてきた。

### ■今の国籍法でいい?

ここまで読むと、日本には外国人に対する偏見や差別は全くないと思われるかもしれないが、残念ながらそうでもない。人種的に日本人に近い東南アジアや中国、韓国や北朝鮮の人々に対する軽蔑は改めるべきだと思う。

最近の報道によると、大阪を観光で訪れた韓国人が殴られたり、別の人にはひどくいじめられたりしたらしい。

人口減少などの理由で続いている個人消費の低迷に悩む日本経済において、外国人観光客の増加はドル箱になつてている。政府は東京オリンピックまでにこの数をさらに倍増させようと考えている。

領土問題などの理由で、皆さんの中華や韓国政府に対する気持ちは晴れないだろう。しかし来日する人を別の目で見てほしい。彼らは日本に憧れている。日本が好きだから、欧米などではなくこの国へやつて来る。買い物もするけれど、京都や日光などの観光名所もしつかり訪れている。彼らを敵視や蔑視するのは間違いである。

在日韓国人・朝鮮人のことにも触れたい。彼らの圧倒的多数は日本に生まれ育つた。歐米なら自動的に市民権を授与されている。古代ローマでは在ローマ3世に市民権を与えた。3世にも4世にも面

倒くさい手続きをしない限り国籍を授与していない日本、国籍法の改善をすべきではないだろうか？

人を拉致した北朝鮮はひどい国家である。しかし日本生まれの若い在日はそれに関して何の責任もない。

僕はユダヤ人であるが、イスラエルには住んだことがない。30年前に両親を連れて10日間だけ旅したことがある。シリアやヨルダンなどのアラブ諸国に滞在した回数や日数の方が長い。そんな僕にパレスチナ人のイスラエル政府による扱いに対する責任はあるのだろうか？やはり在日韓国人・朝鮮人にに対するヘイトスピーチを絶対にやめてほしい。

他人に対する差別や偏見などの汚い気持ちは自分をも汚してしまう。好奇心と寛容をもつて他人と接すればもつと心豊かに生きられる。

# 宇宙が欲したから、ここにいる



## ドリアン助川（ドリアン・すけがわ）

作家、朗読家。1962年東京生まれ。早稲田大学第一文学部卒。放送作家を経て90年、バンド「叫ぶ詩人の会」を結成。95年から2000年までラジオ深夜放送パーソナリティとして若者の苦悩を受け止める。バンド解散後、ニューヨークに3年滞在。帰国後、明川哲也の第二筆名も交え、本格的に執筆を始める。小説『あん』は河瀬直美監督によつて映画化され、15年カンヌ国際映画祭で上映。近著に『あなたという国』（新潮社）など。

ハンセン病療養所で生涯を送った徳江さんは、ある夜、月を眺めていて、こんな言葉を聞いたような気持ちになります。

「お前に、見て欲しかったんだよ。だから光っていたんだよ」

その瞬間、こう気付くのです。

できるあらゆる命がなかつたらどうだったか。無限にも等しいこの世は消えてしまうことになる』

そして、こう思います。

『私たちはこの世を観るために、聞くために生まれてきた。この世はそれを望んでいた』

『私がいなければこの満月はなかつた。木々もなかつた。風もなかつた。私という視点が失われてしまえば、私が見ているあらゆるもののは消えてしまう。いや、私だけではなく、もし人間がいなかつたらどうだつたか。人間だけではなく、およそのを感じることが

『ハンセン病におかされた者だけではなく、きっと誰もが、自分

には生きる意味があるのだろうかと考える時があるかと思います。

その答えですが・・・生きる意味はあるのだと、私には今はつきり  
わかります」

小説『あん』の一シーンです。私はこの物語を2013年に上梓じょうししました。以来版を重ね、ラジオドラマにもなりました。映画化もされ、世界45カ国で上映されました。小説そのものもフランス語やドイツ語などに訳され、多くの国で読まれています。それはきっと、普遍的な意味で「生きること」について踏み込んだからだと思いま  
す。

この物語を書くきっかけは、ラジオの深夜放送のパーソナリティーをやっていた頃、ふと耳にした言葉でした。若者たちがなんでも言える自由な番組です。そこで「人生に意味はあるのだろうか」と問いかけた時、こんな言葉が返ってきたのです。「人の役に立つ生き方がしたい」「社会の役に立たないと生きている意味がない」立派な言葉です。誰も否定はしないでしょう。でも、私にはひつかかるものがありました。その頃、『らい予防法』が廃止されるに伴い、病気が治っているのに生涯療養所から出られなかつた元ハンセン病患者さんたちの人生がさかんに報道されていました。この皆さんに対し、一般的な感覚での「社会の役に立つ、立たない」を人生の価値判断とするのは誤りであるように思いました。そこで、もつと別の角度で、生きることについて問いかける物語を書いてみようと誓つたのです。

小説を読んでくれたり、映画を観てくれた若者たちに向け、私は

よくこう語ります。

「宇宙の始まりをビッグバンというけれど、本当のビッグバンは君が生まれた時なんだよ。君が生まれた時、君が意識するこの世もいつしょに生まれた。宇宙は君が欲しかつた。この世があることを、その鮮やかさを君に感じてもらいたかったんだ。その意味では、どんな人間も等しく宇宙とつながつていて。どんなにみじめに見える人も、お金のない人もいる人も、重い障碍しょうがいがあつて起き上がりれない人も、みな等しい存在なんだよ」

部落差別や人種差別など、さまざまなかesで人権について語つて欲しいとよく頼されます。でも、私にはこのシンプルな考え方があるだけです。あなたも私も、宇宙が欲したから、ここにいるのです。



平成27・28年度  
**人権啓発シリーズ集**

平成29年3月

発 行 (公財)高知県人権啓発センター  
〒780-0870  
高知県高知市本町4丁目1-37  
TEL 088 (821) 4681  
FAX 088 (821) 4440

印 刷 有限会社 西村謄写堂

表紙デザイン 国際デザインビューティーカレッジ 福田 有季乃



※心呼吸について

平成28年度の人権啓発シリーズには、人権啓発にちなんで  
「心呼吸」という見出しで新聞掲載を行いました。